

1 開催日時 平成 28 年 2 月 2 日 (火) 13 : 30~16 : 00

2 開催場所 富山県庁 4 階大ホール

3 出席者

(1) 都市計画審議会出席委員

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ・ 弁護士 | 細 川 俊 彦 |
| ・ (一財) 北陸経済研究所主任研究員 | 石 黒 厚 子 |
| ・ 富山県建築士会理事 | 小 見 美由紀 |
| ・ 富山県立大学教授 | 川 上 智 規 |
| ・ 富山国際大学准教授 | 相 山 馨 |
| ・ 県議会議員 | 瘡 師 富士夫 |
| ・ 県議会議員 | 笠 井 和 広 |
| ・ 富山県市長会会長代理 | 土 肥 榮 (事務局長) |
| ・ 富山町村議会議長会会長 | 水 野 仁 士 |
| ・ 北陸農政局長代理 | 山 方 正 治 (農村計画課長) |
| ・ 北陸地方整備局長代理 | 堀 尚 紀 (富山河川国道事務所副所長) |
| ・ 中部経済産業局長代理 | 新 川 幸 嗣 (地域振興課長) |
| ・ 北陸信越運輸局長代理 | 畑 山 修 (富山運輸支局首席運輸企画専門官) |
| ・ 富山県警察本部長代理 | 中 田 聡 (交通規制課長) |

(2) 事務局

- | | |
|----------------|---------|
| ・ 富山県土木部都市計画課長 | 長 谷 川 尚 |
|----------------|---------|

(3) 議案説明者

- | | |
|------------------|-------|
| ・ 高岡市都市創造部建築指導課長 | 関 口 毅 |
|------------------|-------|

4 配布資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 都市計画審議会議案書
- ・ その他案件の資料
- ・ 参考資料

5 議 事

(議 案)

- 議案第 1 号 産業廃棄物処理施設 (高岡市) の敷地の位置について
議案第 2 号 富山高岡広域都市計画道路 (射水市) の変更について

(その他)

大沢野都市計画区域、大山都市計画区域及び八尾都市計画区域の変更について

(報告事項)

一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について

(司 会)

皆さん、本日は大変寒い中、また、雪も降る中、今回の第 169 回富山県都市計画審議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

まず、開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。本日、委員は臨時委員も含めて定数 22 名のうち、現在のところ、13 名に出席いただいております。遅れていらっしゃる委員の方が 1 名いらっしゃいますので、合わせて 14 名になります。委員 11 名、臨時委員 3 名の 14 名の出席を頂く予定となっております。定足数であります半数以上を満たしておりますので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨、ご報告いたします。

次に、本審議会の委員に交代がありましたので、ご紹介させていただきます。いずれも国の関係機関の人事異動に伴うものです。お手元の名簿をご覧くださいければと思います。北陸農政局長につきましては、雑賀幸哉様に代わりまして、小林厚司様。中部経済産業局長につきましては、井内撰男様に代わりまして、波多野淳彦様。北陸信越運輸局長につきましては、徳永泉様に代わりまして、江角直樹様に新たに委員としてご就任いただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしたものがございますし、本日も机の上に置いてありますので、それを確認していただければと思います。まず、次第、配席図、審議委員会名簿、本日の都市計画審議会の議案書、その他案件の資料、最後に条例等の規程といたしまして、富山県都市計画審議会条例、富山県都市計画審議会運営要綱、富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領がございます。配布漏れがございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、審議会の公開についてご説明させていただきます。本審議会は原則公開としておりまして、詳細はお手元に配布してございます資料に本審議会の公開に関する取扱要領がございますので、ご覧いただきたいと思います。ただし、個人情報保護や本審議会の公正、円滑な議事の確保等の観点から、要領の第 2 に規定する一定の事項の審議につきましては、会長が本審議会に諮って非公開とすることができるとしております。なお、本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定でございます。

それでは、細川会長の方に進行をよろしく願いいたします。

1 開会

(会 長)

ただ今より、第 169 回富山県都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。近年、暖かい日が続いております。先般、大寒の頃からは冷え込みましたが、再び暖かくなり、また今週は寒さが襲

ってくるようです。今年の冬は寒いのか、暖かいのか、いまだ結論はつけられないのでしょうかけれども、私は総じて暖かいのではないかと思います。平均を取れば、通年とあまり変わらないかもしれませんが、寒さの厳しさと暖かさの厳しさが極端になっているような気がいたします。人間の社会では格差社会といわれておりますが、気温もそれに引きずられて格差ができているようで、それが災害を招いていることは、近時の気象現象からも認められるところです。災害にも強い都市構造を考えていかなければならないという新たな観点も含めて、われわれはこれから丁寧な審議をしたいと思っております。

本日は議題が二つあります。議案第1号は産廃施設の敷地の位置について、議案第2号は富山高岡広域都市計画道路（射水市）の変更についてです。ところで、環境問題を専門とされる委員がまだ到着していない、遅れておいでになるということなので、私としましては議案第2号から入って、そちらの方から進めたいと思っておりますが、事務局の準備はそれでもよろしいのでしょうか。

（事務局）

よろしゅうございます。よろしく申し上げます。

（会 長）

委員の皆さまは何かご意見ありますか。では、議案第2号から入りますので、お願いします。

議事録署名委員を指名させていただきます。石黒厚子委員と相山馨委員にお願いしたいと思います。

では、議案第2号をお願いします。

2 議事

（事務局）

富山県の都市計画課長の長谷川でございます。細川会長をはじめ委員の皆さま方には、日ごろより大所高所からご指導、ご協力賜っておりますことに、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思います。本日は会長からご紹介のありましたとおり、議案が2件、ご意見を頂戴する事項が1件、最後に都市計画の決定権者に関する報告事項が1件ございます。合計4件ございますが、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第2号 富山高岡広域都市計画道路（射水市）の変更について

（事務局から議案第2号について説明）

（会 長）

ありがとうございました。ただ今の議案について質疑、ご意見を賜りたいと存じます。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委 員)

この越中大門駅の駅前広場につきましては、数年前に射水市の交通調査を若干お手伝いさせていただいたときにも検討したことがございます。そのときの課題としては、今、事務局からご説明があったように、乗用車の乗り降りとバス、タクシーが混在してははっきりと分かれていないことです。また、もう一つ大きかったのは、コミュニティバスが今ほどのような説明でも2台一緒に来ることがあるというお話でしたが、2台同時に駅前広場に止まることができず、その付近の道路で待っているという状況だったのです。さらにうまく回転もできないということで、2年ぐらい前でしょうか、広場の一面にあったトイレを駅舎の方へ持って行って空いた敷地をうまく利用できないかなど、細かいことでいろいろ工夫されていたようなのですが、今回、このようにはっきり計画図が出てきて、これが実施されれば、本当に使いやすい広場になるだろうと思っています。やはり一番気になっていたのは、バスと乗用車の混在が特に朝の通勤・通学時間帯に見られたことでしたので、それがはっきり分かれること、また、バスが待機する場所ができたことがすごくいいのかなと思います。

この計画自体には私も賛成ですが、一つ質問させていただきたいのは、変更の必要性についてです。参考資料の2-2ページの下の方にあるように、「近年の人口減少、少子高齢化の進展といった社会経済情勢の変化を踏まえて」とあるのですが、確かに示されたように、利用者の数は予測とはかなり違って減ってきています。少ない人数になってきているのですが、利用者が減ることと駅前広場の大きさを5000㎡から半分以下の2100㎡にするとの関係といたしましうか、人口が減り、利用者が減ることが駅前広場を小さくすることにつながるのかなど、ちょっと疑問に思いました。広場の大きさとしては、今ほど示された図で説明がありましたので、これで十分かと思うのですが、もともとの広場の大きさよりも小さくされた理由として、利用者が減るとということがどのようにつながってくるのかをお聞きしたいです。

(会 長)

それでは事務局、お願いします。

(事務局)

直接予測として、利用者が平成3年に算定していたよりも少なくなるということはあるのですが、それが今考えている計画にダイレクトに結び付くものではないと考えております。あくまでも既存の施設を有効利用して、見た感じだけでは5000㎡が2000㎡になるという形ですが、当初は想定していた駅への交通手段として、自転車やパーク・アンド・ライドといったものがあまり反映されていませんでした。そこで、そのような利用実態も含めて、なおかつ既存施設も利用しながら計画を立てると、交通の結節機能だけで言えば2000㎡ぐらいになるということです。駐車なども含めると、説明の中で少しだけ触れさせていただきましたが、全部合わせて4800㎡ぐらいになるということで、直接的に利用者が当初に考えていたより減るから広場の面積も減るという形で考えてい

るわけではありません。

(会 長)

広場は小さくなるのですけれども、利用者が減るから、必要にして十分なスペースは確保できているのでしょうか。委員は調査されたときに検分されたわけですね。

(委 員)

はい。いろいろ写真などが出てきましたけれども、本当に狭いスペースで、バスが来た、自家用車が来たということで混在しているような状況でした。そんなにたくさん一度に来て混雑しているという駅ではないのですが、やはりはっきりすみ分けができていないということで、もう少し何とかなるのではないかと。道路幅幅と同時に広場を広げるというお話をお聞きしていたのですが、この図を見ると、はっきりバスと自家用車の乗降状況が分けられることになっていますから、私はこれでバスと車がうまく回るのであれば、これはこれでコンパクトで十分な広場ではないかなと思います。タクシーは全然待っていないので、タクシーに乗りたい人は電話をかけて呼ぶという。

(会 長)

分かりました。事務局もそういうことですか。

(事務局)

この計画の検討に際しては、昨年6月に利用の実態調査のようなことも行いまして、それも踏まえた形で計画しておりますことから、そういう意味では将来のことも考えると、計画している立場とすれば、必要十分ではないかと考えております。

(会 長)

先ほどの映像ですと、少し離れたところに公園がありましたね。駅前広場の計画を狭めることとその公園がそばにあることは代替作用を果たしているという説明だったのででしょうか。

(事務局)

先ほど説明の中でもありましたように、最初は500m²ほどのふれあい広場も併せて計画されていたのですが、今回、既存施設も有効利用しようということで、パーク・アンド・ライド駐車場なども既存のものがございますので、それらの台数などにもなるべく影響しないような形で交通結節機能に特化した駅前広場にしたいと考え、当初計画の中にございました駅前広場の中には環境空間など、そういう機能を確保する機能もございましたが、すぐに近くに既存の公園がございますので、その公園で機能を分担させていくという考えです。

(会 長)

駅の割とそばにはあるのですが、距離も離れているので、駅の周りのにぎわいをその公園でつくることができるのだろうかという疑問に思ったのです。今まであった公園がそのような役目を現実に果たしていれば実現性はあるのでしょうか。けれども、今までの公園の利用はどうだったのでしょうか。

(事務局)

公園は2kmも離れておらず、150mほどなのですからけれども。

(会 長)

150mというのは、隣ではないですよ。だから、連続性があるのだろうかという疑問を感じたわけです。今までも駅前の公園としてにぎわいを見せていた公園なのではないでしょうか。

(委 員)

今現在も離れたところの公園だけで、駅のところに公園があるわけではないですよ。

(会 長)

私はそれを意識したのです。こんなに離れた公園が代わりになるのかという印象を受けたのです。要するに、駅周辺を狭くした。そこに本来はにぎわいをつくろうとしたけれども、それをやめて、代わりに今までのものがあるのではないかと。しかし、これだけ離れたら、結局、駅を利用する人とこの公園を利用する人は全く関係ないのではないかと考えたのです。駅前のにぎわいをここでつくるのだとおっしゃらなければ、この公園のことが全く話に出なければ、切り離して考えるべきではないかということです。

(事務局)

ご指摘のとおりです。現在、駅前広場にはそういうたまり空間はないのですが、当時の大門町の方では区画整理で整備することを前提に駅前広場のレイアウトを考えていたと。その中では、この地区で地区住民も駅の利用者も一緒に交流できるスペースとしてたまり空間をつくるというレイアウトになっていたのですが、先ほど補佐の方からもご説明しましたとおり、この駅についてはどちらかというと駅前広場がにぎわいをもたらすような周辺の土地利用ではないと。交通結節機能でこれまで強化されてきて、パーク・アンド・ライドの駐車場の強化になってきた、それから駐輪施設も充実してきたという実態を踏まえると、この場所に単体でぽつと広場を設けてにぎわいをつくるという考え方ではなくて、この広場空間については、やはり地区の中ではこういうオープンスペースは必要ですので、当時の区画整理では緑色で示した公園をつぶして駅前広場にスペースをつくろうとしていましたが、区画整理事業もできなかったものですから、この公園を整備して、この街区の広場空間はこの公園で代替で

きると。ですから、駅前広場については交通結節機能を特化したような形で、現状のパーク・アンド・ライド駐車場・駐輪場を生かした形でのレイアウトで必要な機能を満足させるように、考え方を整理したということです。会長がご指摘のように、にぎわいを黄色の部分から緑色の部分に持ってくるという趣旨ではないとご理解いただければと思います。

(会 長)

分かりました。他にご意見はありませんか。もしご意見がなければ、議案第2号については原案どおり可決したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

では、皆さんの賛同を得ましたので、議案第2号については原案のとおり議決しました。

それでは、順番は逆になりましたが、議案第1号に入ります。

議案第1号 産業廃棄物処理施設（高岡市）の敷地の位置について

(高岡市から議案第1号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。委員の皆さまには質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

(委 員)

騒音と振動についてちょっと心配だったのでお聞きします。12時間から24時間に変わるということは、真夜中の本当に皆さんが寝静まってしーんとしているときにも動いているということですから、全くないということはないと思うのです。きちんと調査されたということですから、多分、それほど気になる騒音・振動ではないとは思いますが、そのレベルは日中に感じるのと夜中に感じるのとで、どのような感じで受け止めておられるのかをお聞きしたいと思います。

(高岡市)

騒音レベルの調査も行っております。この地域は工業地域で、騒音の段階では第四種区域となっております。朝・夕に65dB以下、日中は70dB以下、夜間は63dB以下となっております。調査をしましたところ、朝・夕は49～58dBという数値を得ております。夜間は、今現在ですが、42～48dBという数値が出ております。ここについては協定も結んでおり、法律上の数値はございますけれども、それよりさらに厳しい自社の管理数値を設けまして、朝・夕は60dB以下、夜間は58dB以下にしましょうということにしております。現在、数値は小さいという予測が出ておりますが、再度測りまして仮にオーバーした場合は真摯に対応

するという形で、地元と衛生公社が協定を交わしております。

(委員)

ありがとうございました。近くに住宅地があるということで、ちょっと心配になりましたのでお聞きしました。

(会長)

よろしいですか。今のご説明の中で、現在、夜間は42dBないし43dBで、協定によって今後は58dBまで下げると。そこが分からないのです。現在、夜間は操業していないのではありませんでしたか。

(高岡市)

現在の夜間の数値が42～48dBです。

(会長)

操業していなくても、それだけ騒音があるということですか。

(高岡市)

そうです。

(会長)

夜間の58dBとはどの程度なのか、住民の方は実体験か何かをしたのでしょうか。何らかの形で騒音を出してみても、58dBというのはこんなものだと。

(高岡市)

この58dBといいますのは、夜間の基準値が63dB以下なものですから基準値以内に納まっています。

(会長)

それは分かっているのです。それで58dBまで下げるよと言って、住民の方がそれを飲んだわけですね。

(高岡市)

そうです。

(会長)

住民の方はその58dBというのがどの程度のものかは分かっているのでしょうか。

(高岡市)

今は昼間が49～58dBというレベルなのですが、夜間は43～48dBという予測

がありますけれども、昼間よりも感じるレベルは低いということで、実体験はございませんが、そういった形でご理解いただけているものと思っております。

(委員)

夜間というのは何時から何時までですか。

(高岡市)

夜間は22時から翌日の6時までという想定です。

(会長)

車の搬出入の台数に変わりはないとのことでしたが、処理能力が3倍になるということは、たくさんものが入って、処理できて、たくさんものが出ていくのではないかと何となく思ったのですが、車の搬出入の台数とは関係なく、運搬量が変わるということですか。

(高岡市)

運搬量は変わりません。現在は4t車なり10t車なりが60台近く入ってきていて、それをリサイクルセンターで処理しているのですが、その全てを処理しているわけではなく、一部余剰なものは別の業者に委託している部分がございます。今回は処理能力を上げることにより、搬入したものを全て処理したいということで、処理能力の拡張に至ったわけです。

(委員)

今の説明だと納得できないのですが、処理能力が大きくなったら、やはり車の台数は増えるのが当たり前なのではないかなと、会長と同じことを思っていたのですけれども。

(高岡市)

130tというのは、機械の1時間当たりの処理能力×24時間という形で出ているものです。1時間当たり5.45tの処理能力で24時間ですから130tです。これは24時間回したときの最大の処理能力です。現在は12時間回しているということで、5.45t×12時間で65t弱の処理能力とはなるのですが、現在処理しているのは65tではなく、搬入は30t余りと聞いております。ですから、24時間ずっと、絶えず破砕機を回しているわけではありません。現在受け入れている30tを、現在は12時間の中で破砕していったのですが、さばき切れないものですから、24時間回してその分を破砕したいということです。

(委員)

破砕の状況は分かりましたが、それと車の搬出入の台数はあまり関係がないのではないかと思います。処理能力が増えてたくさん処理すれば、たくさん車が入ってきて、たくさん車が出ていくのは当たり前ではないでしょうか。

(高岡市)

車が 60 台というのは、24 時間に稼働時間を延ばしても変わりません。現在、車が 60 台入ってきています。それで一次破碎する木くずや廃プラスチックの受け入れ量が 1 日に約 30t です。車が 60 台入ってきて、30t の受け入れがあります。その 30t を一次破碎、二次破碎して、最終的に固形燃料を作るという工程です。二次破碎したものを固形燃料にするのですが、固形燃料の機械も能力があって、固形燃料のものは現在 12 時間で 11t の処理があります。一次破碎、二次破碎でたくさん破碎しても、処理能力が 12 時間で 11t ですから、固形燃料をたくさん作るためには固形燃料の機械を 24 時間稼働させることが必要です。破碎機を 24 時間回すということは、固形燃料も 24 時間稼働することになり、破碎機は現在受け入れている 30t を時間をかけながら破碎して、固形燃料の方へ送るという形になります。ですから、入る量は変わりません。

(会 長)

入る量と出る量が今までと同じだということは、入って第一次破碎しかできなかったものを、その状態を出して他の業者に任せていたということですか。

(高岡市)

そうです。

(会 長)

今度は全て自社でできそうかどうかということですか。

(高岡市)

極力全て自分のところで処理したいという計画です。

(委 員)

しゃべる立場ではないかもしれませんが、要するに、現在は 43t/日の処理能力で届けてあって、実際には約 60t 入ってきている。だから、17t について今は外部に委託している。簡単に言えばそうですね。

(高岡市)

そうです。

(委 員)

本来は 60t しか入っていませんが、処理能力は、設備的にはフルで 130t/日ですよ。

(委 員)

処理能力の最大限の能力が 130t だと。それを今の都計審で変えるのだから、

本当は60tでいいのだけれども、130tにしておこうという趣旨なのでしょうか。

(高岡市)

そうです。今の機械を24時間回した場合、最大の処理能力は130t/日となります。

(委員)

24時間回すと仮定してですね。

(委員)

住民の説明会では、あくまでも台数は変わらないから、現在搬入している60t以上は増えないよという話だったという理解でいいのですよね。

(高岡市)

はい、そうです。

(委員)

たまたま最大の処理能力が130t/日あるから、今、都計審でそれを諮っていると。処理能力を最大限にしたいという趣旨ですね。

(高岡市)

処理する量が130tになるわけではなくて、最大の処理能力が130tになるものですから。

(委員)

最大限の処理能力で協議をお願いしたいという趣旨ですね。

(会長)

そうすると、倍の能力を確保するということですね。裏を返せば倍までではなくて、延長時間は100%処理できる程度でもいいのではないかという質問が恐らく出てくるだろうと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

(高岡市)

衛生公社では、最終的な固形燃料の製造施設をフル稼働し、今後はそこまで処理能力を上げたいという計画です。

(会長)

それは分かるのだけれども、この130tというのは入れる量の倍以上の処理能力があるということなのでしょう？

(高岡市)

そうなります。

(会 長)

そのあたりの技術的なことが分からないのです。入れたものが全部処理できる能力があればいいのではないかという単純な疑問が湧いたのです。

(高岡市)

衛生公社からお話を聞きましたら、24 時間という形ではございますが、22 時から朝 6 時まで破碎設備がずっと回っているのではなくて、破碎の方を 1 時間回して、今度はリサイクルの方を回してという形で、時間的には 2 時間回して 2 時間休むというサイクルになるそうです。

(会 長)

それは分かるのだけれども、24 時間にして 60t でいいのではないかという。

(委 員)

説明が全く理解できないので、整理させてください。受け入れの 60t は変わらないということですが、結局、破碎はできるのだけれども、固形燃料にする時間が足りないということですか。

(高岡市)

そうです。固形燃料にする能力が足りないわけです。

(委 員)

そうだと、受け入れが 60t で変わらないといっても、受け入れることは 130t まで可能になるわけではないですか。

(高岡市)

なります。

(委 員)

そういうことですね。そうなったときに、最初に質問された住民の方々の騒音・震動に対することは、工業地域だから基準で決まっている数値以下であればいいというのではなくて、都計審で諮るのですから、私たちにも責任があるわけです。ですから、住民の皆さんにそういうことを本当に細かく説明されたのかということが、この短い時間で聞いてはつきり理解できない人がいらっしゃるわけですから、これは本当に住民の皆さんに説明がついているのかということに、まず、クエスチョンマークが付きます。

また、富山市内で準工業地に住宅地が造成されて、用意周到にアセスメントというか、環境調査もやって自治会との協定書も取り交わしたけれども、実際

に近所の食品製造業の臭いや震動、音などが問題になっている件があるのです。そういうこともあるので、これはより慎重にここで諮らせていただかないと、そして担当の都市計画課から「これは絶対に問題ないのだよ」ということを言っていたらかないと、私は議決できないと思いますが、いかがでしょうか。

(会 長)

今の130t、24時間操業で数字がうまく合うなという理解が皆さんはできたのでしょうか。理解力の良い人はいませんか。では、もう一回分かりやすく、数字が合うように教えてもらえますか。

(高岡市)

数字の関係ですが、第51条ただし書きでは最大の処理能力で言っているわけですが、これはあくまでも最大で、現況とは開きがございます。今、受け入れが60tということで、その60tを一次破碎します。それから二次破碎に持っていきます。それぞれ木くずや廃プラスチックが出てきて、最終的に固形燃料(ペレット)を作ります。このペレットを作る機械がボトルネックと申しますか、最終的な部分になります。現在、12時間で11t余りのペレットを1日に作っております。そのペレットの機械を例えば24時間回したら、単純に22t作れるわけです。現在は60t受け入れても、二次破碎した余剰分の廃プラスチックや木くず関係はまた別のところに委託して処理しております。その処理を軽減するためにも、固形燃料の製造が現在は12時間なのですが、24時間稼働したらペレットも現在の倍作れる計算になります。

(会 長)

ペレットが22tできるということですか。

(高岡市)

22tできます。そのためには現在の固形燃料の製造施設の稼働時間を12時間から24時間に延長する必要があります。それによって、ペレットの方は24時間回ると申すのですが、一次破碎、二次破碎の機械は、間隔を置いて稼働させて、一次破碎をして、間隔を置いて、二次破碎をして、間隔を置いてという形で順次22tのペレットを作れるように稼働させていきたいということです。

(会 長)

平均で60t入ってきて、ペレット22tを搬出していくわけですね。

(高岡市)

はい、そうです。

(会 長)

それを引き算した38tの内訳を言っただけですか。一次破碎だけで出て

しまうのはどのぐらいか。24時間操業したときは、それがゼロになるわけですか。

(高岡市)

24時間操業しても少々は出るかと思うのですが、その数値はちょっと資料がございません。

(会 長)

もともと、60t 入ったから 60t 出るかというのは、いろいろやると重さも変わるのだらうと思うのです。しかし、60t 入って 22t しか出ないというところを、もう少し説明していただきたいのです。24時間操業になることで、他に生産するものもあるのではないのか。

(高岡市)

60t 来ましても、全てがこちらの方に回るといってもないとは思いますが、私どもは1日に60t 余りを受け入れていると聞いております。

地元自治会とは、このリサイクルセンター建設当時から協力しています。これは数値とは全く関係のない話かもしれませんが、道路の通行、地元とのいろいろなやりとりなど、そういったことでは良好な関係が保たれています。

(委 員)

根本に戻りますが、43t/日を 130t/日にするとのことですがここで挙げている処理能力とは何をもって指しているのですか。

(高岡市)

先ほどスライドで説明しましたように一次破碎と二次破碎の機械がありますが、そのうち一次破碎の機械の能力が大きく、当初は8時間で43t あったわけです。

(委 員)

内容説明書には処理能力と書いてあります。この処理能力と43t というのは一次破碎と二次破碎を足したものなのか。それとも一次破碎だけなのか。

(高岡市)

一次破碎のみです。一次破碎が43t です。

(委 員)

この申請書は、一次破碎の能力を43t から130t にしたいということですね。

(高岡市)

一次破碎の能力が一番大きいものですから、一次破碎の能力で示しております。一次破碎機が最初の許可当時は43t、二次破碎は廃プラスチックが20t、木くずが16tです。一次破碎が一番大きい能力になりますから、その最大の能力で申請しております。

(委 員)

言ってみたら機械を大きなものに変えるという意味ではないのですか。

(高岡市)

機械を大きなものに変えるのではなく、時間を長くすることによって処理量が多くなるということです。

(委 員)

先ほど言ったことはそうではなかった。ペレットを作るために延ばすと言ったでしょう。一次破碎の時間を延ばして処理するとはおっしゃっていませんよ。「ペレットの時間が足りないのですか」と言ったら、「そうです」と言われましたよね。

(委 員)

一次破碎は今までの時間で処理できるわけですよ。

(高岡市)

処理委託をしていたものも含め、受け入れたものを時間をかけて処理したいということです。

(委 員)

8時間では、一次破碎の機械が43tで、ペレットを作る機械の方が負けるものだから、その分の時間をくださいということだと私は感じ取ったのですが、そうではないのですか。

(高岡市)

そうです。そのペレットを作る機械を24時間回したいということです。

(委 員)

そうしないと二次破碎と同じだけ処理できないという意味ですか。

(高岡市)

一次破碎したものを二次破碎してペレットにするもので、二次破碎の量、ペレット製造の時間によりペレットの製造量は決まります。今、実際は入ってきたものを外に委託して処理しているものですから、そのように処理しているも

のも二次破碎後ペレット製造に回したいということです。24時間稼働により一次破碎機の最大処理能力が130t/日となり、建築基準法第51条のただし書きでは、当初の数値43t/日の1.5倍を超え許可が必要なため、都市計画審議会にお諮りしたところです。

(会 長)

許可を求めている内容がよく分からないのです。やってほしいことは分かってきました。一つは、60t 入ったものを一次破碎で全部処理したい。それに対して130t というのは非常に大きな枠で、60t の幅があればいいのだろうと思う。もう一つは、ペレットを全部作りたい。それには時間が24時間必要だと。全く別の二つのことを満足させたいということですよね。違うのでしょうか。都計審に何を諮っているのか。諮られたことに対してわれわれは答えを出したいのですが、何を諮っているのかよく分からなくなってきました。

(高岡市)

受け入れは60t のままで、ペレットの方を24時間動かせば、ペレットは約22t できます。そうすると、この施設自体が、結局、24時間稼働するわけで、一次破碎も最大で24時間稼働することが可能となるため、現在の12時間の稼働65t の処理能力から、130t の処理能力になります。

(会 長)

それは分かっているのですが、そうすると、一次破碎もペレットに引きずられて24時間操業するということですか。

(高岡市)

そうです。

(会 長)

そうすると、ペレットにならない部分はまた別の業者に処理を任せるということですね。

(高岡市)

そうです。現在は60t の搬入、受け入れです。一次破碎の処理能力の130t まで受け入れはできるのですが、現在の稼働時間では全て処理することはできません。

(会 長)

しかし、ここで可決したら、24時間操業できる体制になるわけですね。

(高岡市)

そうです。

(会 長)

付近の住民の人には、ペレットだけではなくて一次破碎も 24 時間やるということをはっきり説明しているのですか。

(高岡市)

それは伝えておりますが、現在どおり 60t であれば、24 時間回っていることはありません。これが 100t を超えたりすると 24 時間回る場合もあるかも分かりませんが、最大の処理能力が 130t になるということで付議させていただいたわけです。

(会 長)

皆さん、お分かりになりましたか。どうぞ。

(委 員)

私の理解としては、多分、こうなのかなと思うのです。要するに、今、この産廃施設の処理能力は 43t だけれども、130t に上げたいということが実態としてあって、それはマックスの処理能力を上げることによってペレットの施設だけを 24 時間稼働させたいという趣旨なのですよね。だから、この工場の最大能力をどこに求めて申請書を提出したかというところ、二次処理のペレットではなく一次処理の能力を工場の最大能力として書かざるを得ないという話なのでしょう。当然、一次破碎を 24 時間、130t 動かすのであれば、住民説明もしていますけれども、再度そのようにきっちりと説明するような話になるのですか。

(高岡市)

そのとおりです。

(委 員)

現在は 60t だけれども、キャパは 130t あるから、100t ぐらいになるかもしれないというお話をされましたね。そうすると、やはり最初の話に戻るのですが、車の搬出入は増えることになりますよね。住民に対する説明がきっちりなされていないような気が強くなります。

(会 長)

最初は 60t から変わらないと言って、今は増えるかもしれないと。

(事務局)

県の環境政策課の橋本と申します。車の話なのですが、こちらの方に廃棄物処理施設の変更の許可について書類が出てきています。そのときの説明を聞いておりますと、現在 10t と 4t の車が合計で 60 台と聞いているのですが、今度は 24 時間稼働になるということで、これまで 4t の車が結構多かったところが今度は 10t の車が多くなっていくということで、輸送の効率化を図ることもあ

って台数はそれほど変わらないという説明を受けております。

(委 員)

ということは、やはり処理量は現在のままではなくて、増えるということですよ。

(高岡市)

処理能力なので・・・。

(委 員)

能力ではなくて、実際の処理量が増えるという説明をされたわけですよ。

(事務局)

高岡市の話とこちらで聞いている話が完全に一致しているかは分からないのですが、この施設は24時間にすると130t、12時間にすると60tと聞いているのですけれども、どうも施設の老朽化が著しくて、130tといわれているのですが、実際はそんなに能力が出ないそうです。ですから、どうしても130tと数字上は書類に出てくるのですが、実際はもっと少ないと聞いております。

(委 員)

トラックの台数など、そういうこと言えば、今まで1台につき積載量ぎりぎりまで積んでいなかったということですよ。

(高岡市)

もちろんそういうこともあると聞いております。

(委 員)

トラックの台数はそんなに変わらないけれども、1台当たりの積載量の平均は今までそんなに積んでいなかったという理解ですか。

(高岡市)

積んでいないということもあるでしょうし、これまで4t車を多く使っていたところを10t車で多く搬入することになるので、台数はそんなに変わらないのですが、搬入量は多くなると聞いております。

(会 長)

説明の論旨が一貫しないので、私もちょっと苦しんでいるところですが。

(委 員)

説明を聞いて、言わんとするところは大体分かりました。一番の問題は住民にきちんと説明されているかどうかです。それは本当に担保されているのでし

ようか。協定書を交わしたといえども、今の説明では私たち初めて聞く者は理解できなくて、どうもご説明されている方も説明があまり一貫していないようですが、本当に住民の方が納得されていて後々問題にならなければいいのですが、都計審で諮られて通ったからいいではないかと言われても私たちも困りますから。

(高岡市)

説明会は衛生公社でされているので、私どもが出ているわけではありません。そちらの方は衛生公社の役員の方、それからリサイクルセンターの所長の方に、どのような内容でどのようにされたのかを聞きました。センターの所長より、住民の皆さんにはきちんと夜の振動・騒音について話をして、同意もいただいたとの報告を受けております。

(会 長)

議事録はあるのでしょうか。

(高岡市)

議事録はあります。先ほど参考資料でお渡ししたものがその概要です。

(会 長)

議事録そのものはあるのですか。

(高岡市)

そのものがあります。

(会 長)

今、お手元にあるのですか。

(高岡市)

手元にあります。

(会 長)

肝心の部分を読んでいただけますか。

(高岡市)

高岡市吉久西町自治会説明会議事録、日時が平成 27 年 12 月 6 日、場所が吉久公民館、参加人数が 16 名、当社（高岡市衛生公社）が 2 名。

まず、吉久西町会長のご挨拶がございまして、2 番目に衛生公社の挨拶、3 番目に事業概要の説明（作業時間延長の説明）、4 番目に生活環境影響調査結果の概要説明、5 番目に質疑応答がありました。この中で先ほど言いましたように質疑事項として、まず、夜間の車の出入りはあるのかという質問がありまし

た。それに対して、受け入れ搬出時間は 8 時から 17 時までに限られますので、夜間の出入りはありませんと。それから車に関しての補足説明ということで、車の搬出入の台数には変わりはありませんと回答していらっしゃいます。また、24 時間の操業に関してではないけれども、日中、構内の清掃車のスイーパーの音が少し気になるというお話がございました。スイーパーは日中のみの稼働であるが、本体の音は軽減できないので、なるべくスイーパーを住居近くに稼働させないような形で清掃する方法を取りますと回答しています。

結果として反対意見はなく、住民同意は得られましたという議事録を頂いております。また、同意書を頂いております。「株式会社高岡市衛生公社が高岡市吉久 1 丁目 1 番 11 で操業している TEK リサイクルセンター高岡の廃プラスチック固形燃料化施設について、12 時間操業から 24 時間操業に変更することに同意をいたします。なお、夜間操業についてももし問題が発生した場合、創業を停止し、双方で協議をするものとします。」。

それから、環境保全及び交通安全対策等に関する協定を結んでおります。「高岡市衛生公社と吉久西町自治会は下記の協定を締結する。1 番、基本理念。地元自治会との融和を図り、信頼関係を深めるとともに、地域の繁栄に協力をする。2 番、遵守事項。施設の操業に関して、高岡市衛生公社は衛生公社の操業に当たり、環境保全や交通対策等に問題が生じた場合、衛生公社と吉久西町自治会は協議を行い、適切な措置を講ずることとする。3 番、保全環境に関する自主管理目標。以下の 4 項目について衛生公社は自主管理目標を定めて、達成に努めることとする。浮遊粒子状物質、騒音、振動、悪臭」ということで、法規制もございしますが、自主管理の目標値を定めております。「4 番、交通安全対策。衛生公社は施設の操業に伴う搬出入の運転に当たり、次の対策を講じることとする。1 番、搬出入車両の通行に当たっては時間的な平準化に努めるとともに、なるべく朝・夕の通学時間帯を避けるよう配慮する。2 番、不必要なアイドリングや空ふかしの防止を行うとともに、適正速度を遵守する。3 番、冬季の積雪時において地元自治会からの要請があれば、除雪作業の手伝いを行う。4 番、搬出入に当たって、制限速度 30km を遵守する」。

最後に総括としまして、「衛生公社は地域との覚書事項を遵守して、地域住民の生活環境の保全に努め、吉久西町自治会は地域産業の発展のため、双方が協力するものとする。衛生公社はこの覚書に満足することなく、環境改善に限りなく努力し、地域住民から環境データの開示を求められた場合には速やかに応じるものとする。この覚書の運用に関し疑義が生じた場合には双方で協議をする。以上、本協定書締結の証として本書 2 通を作成し、それぞれ連名の上、1 通を保有する」。このような協定書を結んでおります。

(会 長)

いろいろ長々と説明していただきましたが、その中で肝心なことは時間延長です。24 時間操業のことははっきり出ていましたね。

(高岡市)

はい。

(会 長)

私も認識しました。ただ、今までより多くのものが入るという点についてはあまりよく分からなかったのですが。量が増えると。トラックの出入りは同じぐらいだと言っていましたよね。

(会 長)

搬入量が増えるということはどこかに出ていましたか。

(高岡市)

こちらの中では量が増えるということは書いてありませんが、車の台数は変わりませんとは書いてあります。

(会 長)

委員の皆さん、ご意見はありますか。かなり細かい環境維持のための住民協定を結んでいるようですが、もう少し丁寧に、台数は変わらなくても増えるかもしれないとか、何割ぐらい増えるといった話もしておくのが望ましかったと思います。24時間操業でやるならば、何となく増えるかもしれないという気持ちはあったとしても、ちょっと具体性がなかった点は惜まれるのですが。

だいぶ時間もかかりましたので議決に入りたいと思いますが、それによろしいですか。議決の内容というのは、結局、24時間操業ということですね。県の方に聞きます。今日、われわれがここで何を決めるのかというと、130tというのは関係なく、24時間操業を是認するかどうかということですね。

(高岡市)

議案書の中身は24時間操業による処理能力の増大です。

(委 員)

24時間操業するから処理能力が増えるということですね。

(高岡市)

そうです。

(会 長)

処理能力が増えるのは結果論であって、24時間操業するということですね。

(高岡市)

そうです。

(会 長)

24時間操業について、今までの説明でこれを可とする方、挙手願います。では、これはまずいなという方、挙手願います。賛成多数ということで可決いたします。皆さん、そういうことでよろしいですか。もう少し分かりやすく説明していただけると助かったのですが。

(高岡市)

至らない説明で本当にすみません。

(会 長)

それでは議案二つについては処理したと思います。続きまして、その他の案件として、都市計画区域の変更について事務局から説明があります。よろしくお願ひします。

大沢野都市計画区域、大山都市計画区域及び八尾都市計画区域の変更について

(事務局からその他案件について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の案件について質疑、ご意見を賜りたいと存じます。委員の皆さん、ご意見はありませんか。

富山市では昨日、合意という意見が出たということですが、この件について何か有益な情報はお持ちでしょうか。

(委 員)

富山市の都計審では、これに対しての疑問を呈するとか、そういったことは特になかったと思います。ただ、今後の南地区の都市計画区域の扱いといたしましょうか、そういったものについての意見というよりは希望のようなことをおっしゃった程度だと思います。

(会 長)

他の委員の皆さん、いかがですか。もし格別に意見がないようでしたら、原案どおり都市計画審議会としての意見なしとして決定したいと思いますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、原案どおり意見なしと決定いたしました。
最後に報告事項がございます。事務局からお願いします。

一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について

(事務局から報告事項について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問はございませんか。従来の運用ですと、変更箇所が市町村道部分のみの変更であっても、都道府県が変更するという運用と市町村が変更するという運用の二つがあったようですね。

(事務局)

従来は市町村道に係る部分であっても、県が変更主体となって決定していました。

(会 長)

富山県はそうですが、全国的に見ると二つあったようですね。

(事務局)

ほとんどが富山県と同じような形で運用していたと聞いているのですが、どこかはちょっと分かりませんが、違った運用をしておられたところもあったと聞いたことはございます。

(会 長)

この地方からの提案というのは都道府県からの提案なのでしょうか、それとも市町村からの提案なのでしょうか。

(事務局)

詳しくはないのですが、多分、市町村からの提案だったと記憶しております。

(会 長)

この報告事項につきまして、ご質問はございませんか。ご質問がなければ、報告事項につきましては以上といたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局から別の連絡事項はございませんか。よろしいですか。

3 閉会

(会 長)

本日は私の不手際で大幅に延長になり、皆さんにご迷惑をお掛けしました。
ご議論ありがとうございました。閉会いたします。

(事務局)

ありがとうございました。長時間にわたりましてお疲れさまでした。お忘れ物等がないように気を付けてお帰りいただきますよう、よろしく願いいたします。本日はお疲れさまでした。

平成 28 年 2 月 2 日

富山県都市計画審議会会長 細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員 石 黒 厚 子

富山県都市計画審議会委員 相 山 馨